国別障害関連情報
アルゼンチン共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
アルゼンチン共和国
目次

1. 基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2. 障害関連政策 6
2－1. 障害関連行政制度 6
2－2. 障害関連法令・政策文書 10
2－3. 障害関連施策 14
3. 国際条約及び国際協力等の実績 23
3－1. CRPD 批准による対応状況 23
3－2. マラケシュ条約実施状況 23
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 24
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 25
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 26
4. 障害関連団体の活動概況 28
4－1. 障害当事者団体の活動概要 28
4－2. 障害者支援団体の活動概要 29
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 30
5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 30
5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 31
5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 32
5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 33
5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 34
5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 35
6. 参考資料 37

図目次

図 1　年齢層別の障害者の割合（5 歳以上）（2018）.....4
図 2　困難のある生活機能別の割合（2018）.....4
図 3　困難のある生活機能の原因（2018）.....5

略語表

ADAJUS	Programa Nacional de Asistencia para las Personas con Discapacidad en sus Relaciones con la Administración de Justicia	司法との関係における障害者支援国家プログラム
ANDIS	Agencia Nacional de Discapacidad	国家障害庁
ASDRA	Asociación Síndrome de Down de la República Argentina	アルゼンチンダウン症協会
CEACR	Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations	条約勧告適用専門家委員会
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CMO	Certificado Médico Oficial	公式医療証明書
COFEDIS	Consejo Federal de Discapacidad	連邦障害評議会
CONADIS	Comisión Nacional Asesora para la Integración de las Personas con Discapacidad	国家障害者統合諮問委員会
COPIDIS	Comisión para la Plena Participación e Inclusión de las Personas con Discapacidad	障害者統合委員会（ブエノスアイレス自治市）
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
CUD	Certificado Único de Discapacidad	障害者証明書
ENDI	Estudio Nacional Sobre el Perfil de las Personas con Discapacidad	全国障害者調査
FAICA	Federación Argentina de Instituciones de Ciegos y Amblíopes	アルゼンチン盲・弱視者施設連盟
FONADIS	Fondo Nacional para la Inclusión Social de las Personas con Discapacidad	障害者社会的インクルージョン国家基金
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
INFoD	Instituto Nacional de Formación Docente	国立教員養成研究所
INDEC	Instituto Nacional de Estadística y Censos	国家統計国勢調査機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
OAS	Organization of American States	米州機構
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
PAHO	Pan American Health Organization	汎米保健機関
PEI	Programa de Empleo Independiente	自営雇用プログラム
PIL	Programa de Inserción Laboral	雇用支援プログラム
PNC	Pensión No Contributiva (por Invalidez)	無拠出制（障害）年金
PND	Plan Nacional de Discapacidad	国家障害計画
PNRRD	Plan Nacional de Reducción de Riesgos de Desastres	国家災害リスク削減計画
REDI	Red por los Derechos de las Personas con Discapacidad	障害者の権利のためのネットワーク
RedEA	Red Espectro Autista en Argentina	アルゼンチン自閉スペクトラム症ネットワーク
RIDeL	Responsable de Inclusión y Desarrollo Laboral de las Personas con Discapacidad	障害者の雇用インクルージョンとキャリア開発責任者
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標

SINAGIR	Sistema Nacional para la Gestión Integral del Riesgo y la Protección Civil	国家総合リスク管理・国民保護システム
SUBE	Sistema Único de Boleto Electrónico	電子乗車券システム
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNPRPD	United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利パートナーシップ
WHO	World Health Organization	世界保健機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	13,969.8 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	9.86 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	5.9 %	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	10.8 %	2022 年

人口

総人口	45,696,159 人	2024 年
男性人口比率	49.6 %	
女性人口比率	50.4 %	
都市人口比率	92.3 %	
農村人口比率	7.7 %	
平均余命（全体）	77.3 歳	2023 年
男性	74.8 歳	
女性	79.8 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	3.4 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	8.2 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6～7 年	
義務教育年数	14 年	
成人識字率（全体）	99.1 %	2020 年
男性	99.1 %	
女性	99.1 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-19)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-19)）に基づく。
[4] アルゼンチン共和国の教育制度は、初等教育（6～7 年間）、中等教育（5～6 年間）、大学（4～7 年間）。2006 年国家教育法（Ley No. 26.206, https://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/120000-124999/123542/norma.htm (参照 2026-6-9)）は、各州が初等・中等教育の構造として a) 初等教育 6 年＋中等教育 6 年、b) 初等教育 7 年＋中等教育 5 年のいずれかを選択できるとしている。2014 年改正法（Ley 27.045, https://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/240000-244999/240450/norma.htm (参照 2026-6-9)）により、4 歳から中等教育修了までが義務教育とされている。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	102.5 %	2023 年
男子	101.9 %	
女子	103.1 %	
中等教育（総就学率）		
全体	105.6 %	2023 年
男子	103.3 %	
女子	107.9 %	
高等教育（総就学率）		
全体	107.8 %	2023 年
男子	76.9 %	
女子	140.1 %	

雇用

失業率（全体）	7.9 %	2024 年
男性	7.4 %	
女性	8.4 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

アルゼンチン共和国（以下、「アルゼンチン」と記す。）では、1981 年に制定された包括的障害者保護制度法（法律第 22.431 号、Sistema de Protección Integral de los Discapacitados。以下、「障害者保護法」という。）第 2 条において、障害者は「年齢や社会環境に関連して、家族、社会、教育、労働における統合に多大な不利益をもたらす身体的または精神的な機能上の変化を永続的もしくは長期的に負っている人」と定義されていた[5]。2008 年の国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）批准後、この定義を CRPD 第 1 条に沿って修正する必要があるとの認識から、2018 年にアルゼンチン下院議会に障害者保護法第 2 条の定義を CRPD と整合させる改正法案が提出された[6]。

その後、同法第 2 条は 2025 年 7 月に成立した法律第 27.793 号（障害に関する国家緊急事態法）10 条[7]により改正され、「障害者とは、身体的、精神的、知的または感覚的な長期にわたる機能障害を有し、さまざまな障壁との相互作用により、他の人々と平等な条件で社会に完全かつ効果的に参加することが妨げられるおそれのある者をいうものとし、その意味内容は CRPD の規定による」との文言に差し替えられた。

[5] https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044906.pdf（参照 2026-3-5）
[6] https://diputados.gob.ar/comisiones/permanentes/clgeneral/proyecto.html?exp=2123-D-2018（参照 2026-3-5）
[7] https://biblioteca.afip.gob.ar/dcp/LEY_C_027793_2025_07_10（参照 2026-3-5）

1－2－2. 障害に関する統計[8]

アルゼンチン政府が障害者権利委員会に提出した 2018 年の第 2 回・第 3 回統合報告書及びその更新報告（2023 年 3 月・2025 年 8 月。以下、「政府報告」と記す。）によれば、障害に関する統計として、国家統計国勢調査機構（Instituto Nacional de Estadística y Censos。以下、「INDEC」という。）が実施する人口・世帯・住宅国勢調査（Censo Nacional de Población, Hogares y Viviendas。以下、「国勢調査」という。）と、全国障害者調査（Estudio Nacional Sobre el Perfil de las Personas con Discapacidad。以下、「ENDI」という。）が用いられている。

2010 年国勢調査では、障害に関する設問として、困難または永続的な機能制限のある人の数及び困難の種類についての設問が含められ、その結果、障害率 12.9%（推計 511 万人）が算出された。2022 年国勢調査では、総人口 46,044,703 人に対し、障害関連の「困難」質問（見る・聞く・歩く・記憶する・セルフケア・コミュニケーションの 6 項目、ワシントン・グループ短縮質問紙基準）を採用した。政府報告（2023）時点では調査結果は処理中である。

ENDI（2018）は INDEC と国家障害庁（Agencia Nacional de Discapacidad。以下、「ANDIS」という。）が共同で実施し、都市部 40,885 世帯を対象に障害率 10.2%を算出した[9]。同調査における障害に関する質問項目では、機能別に 6 類型（見る・聞く・歩く・記憶する・セルフケア・コミュニケーション）に分類し、各機能の制限の程度を「苦労はない」、「少し難しい」、「非常に難しい」、「まったくできない」の 4 段階で質問している。そして、各機能について「非常に難しい」、「まったくできない」と回答した人を「機能上の困難のある人」と分類している。

2022 年国勢調査の結果については、障害率や障害種別の割合などは INDEC ウェブサイトで公表されていない。そのため、本調査では、JICA「国別障害関連情報」（2021）と同様に、直近の全国障害者調査（ENDI 2018）の結果を用いる。

障害者数（6 歳以上）[10]	3,571,983 人	全人口の 10.2 %	2018 年
男性	1,625,252 人		
女性	1,946,731 人		

[8] JICA「国別障害関連情報」（2021）に基づき、第 2 次・第 3 次統合定期報告書（2018）、2023 年 3 月 9 日付更新報告及び 2025 年 8 月 11 日付更新報告の内容を反映して更新したものである。

[9] https://www.indec.gob.ar/ftp/cuadros/poblacion/estudio_discapacidad_12_18.pdf（参照 2026-3-5）

[10] INDEC,全国障害者調査（2018）。障害者数（全体）に入手できた性別割合（男性 45.5%、女性 54.5%）を乗じて各人数を算出した。全国障害者調査（2018）はすべて 6 歳以上の障害者を対象としている。

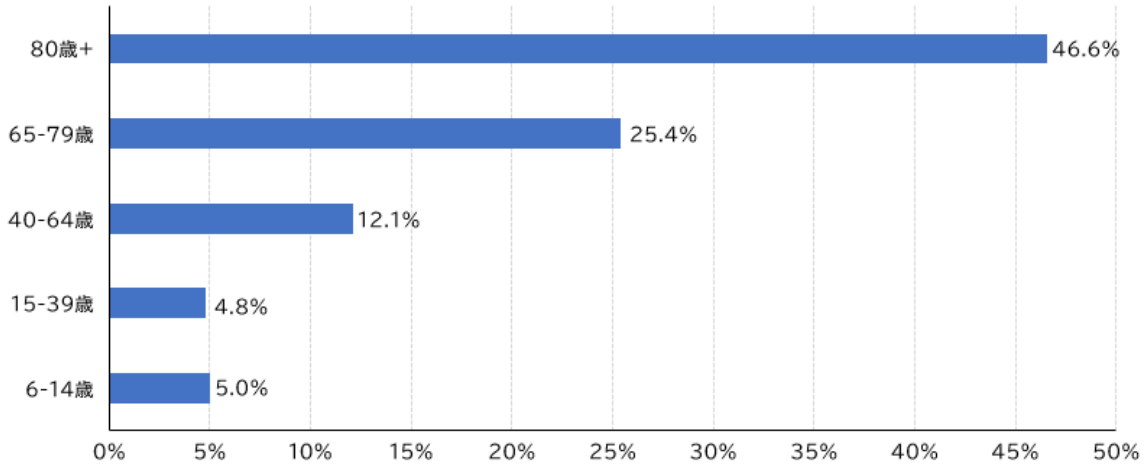


図 1　年齢層別の障害者の割合（6 歳以上）（2018）

最も割合が高いのは「80 歳以上」であり、全体の 46.6%を占めている。次いで、「65～79 歳」が 25.4%、「40～64 歳」が 12.1%となっている。一方、「6～14 歳」は 5.0%、「15～39 歳」は 4.8%と比較的低い割合である。

出所：INDEC を基に調査チームが作成

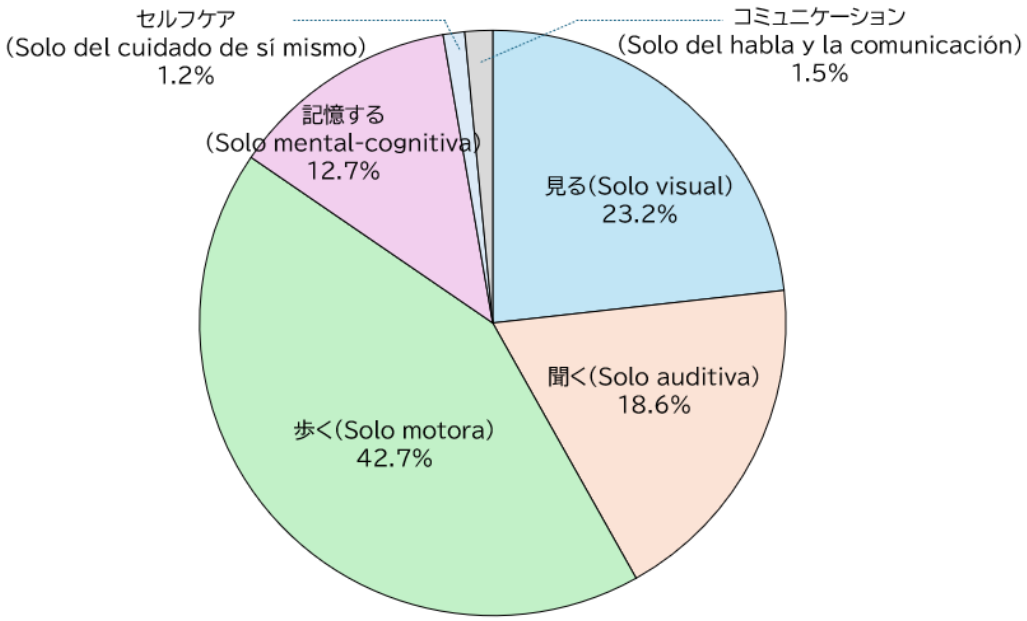


図 2　困難のある生活機能別の割合（2018）

最も割合が高いのは「歩くに関する困難であり、全体の 42.7%を占めている。次いで、「見る」が 23.2%、「聞く」が 18.6%となっている。一方、「記憶する」は 12.7%であり、「コミュニケーション」は 1.5%、「セルフケア」は 1.2%と比較的低い割合にとどまっている。

出所：INDEC,全国障害者調査（2018）を基に調査チームが作成

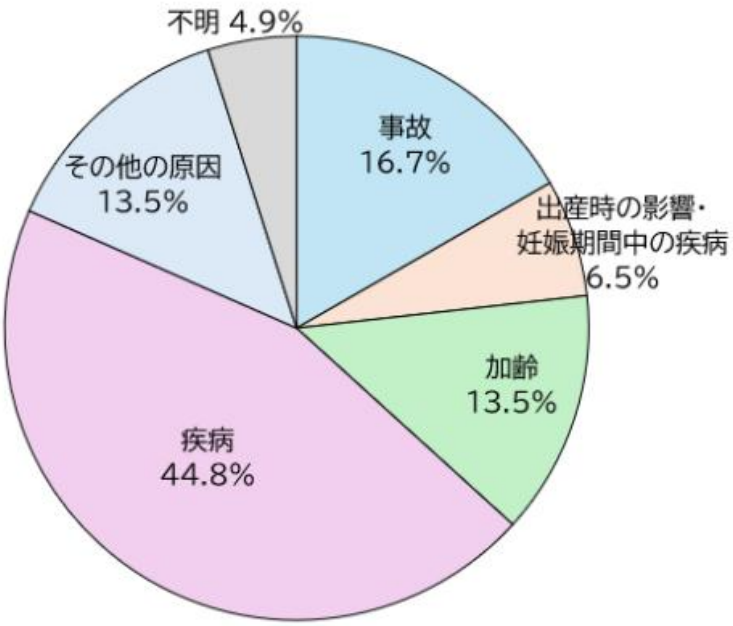


図 3 困難のある生活機能の原因(2018)

最も多い要因は「疾病」であり、全体の 44.8%を占めている。次いで、「事故」が 16.7%、「加齢」及び「その他の原因」がそれぞれ 13.5%となっている。また、「出産時の影響・妊娠期間中の疾病」は 6.5%、「不明」は 4.9%である。

出所:INDEC,全国障害者調査(2018)を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】[11]

アルゼンチンでは従来、国家障害者統合諮問委員会（Comisión Nacional Asesora para la Integración de las Personas con Discapacidad。以下、「CONADIS」という。）が条約実施のフォーカルポイントとして国の障害者関連政策の立案・調整を担っていた。アルゼンチン政府の政府報告（2010）に対して障害者権利委員会が発出した総括所見（2012）では、CONADIS の政府内における地位が低く、政府の全階層・全部門による CRPD 履行の推進に十分な実効性を持ち得ていない点が懸念として指摘された。こうした指摘を受け、2017 年には障害者関連政策を国の制度や行政組織においてより適切に位置づけることを目的として、前述の国家障害庁(ANDIS)が創設された。

ANDIS は、従来の CONADIS、国家福祉給付委員会（Comisión Nacional de Pensiones Asistenciales）の障害年金担当部署、国立リハビリテーション局（Servicio Nacional de Rehabilitación）、保健包摂連邦プログラム（Programa Federal INCLUIR SALUD）が担っていた責務を一元管理する組織であり、法的・財政的に独立した機関として、大統領事務総局に直接報告する位置づけとされる。国家障害計画（Plan Nacional de Discapacidad。以下、「PND」という。）によれば、ANDIS には、副大統領を委員長とする省庁間委員会が設置され、全省庁が障害に関する課題に横断的に取り組む仕組みが構築された[12]。

一方、2023 年 12 月以降、アルゼンチンでは、前フェルナンデス政権から引き継いだ極めて深刻な経済・行政状況を是正することを目的として、抜本的な制度再編プロセスが開始された。このプロセスにおいて、大統領令第 585/2024 号により ANDIS は保健省（Ministerio de Salud）の所管に移され[13]、その後の行政機構の再編を通じて、ANDIS の機能は保健省に集約され、ANDIS は解体された。そのうえで、同省内部に国家障害事務局（Secretaría Nacional de Discapacidad）が新たに設置された[14]。

障害関連担当機関

2023 年 12 月、ハビエル・ヘラルド・ミレイ大統領は必要緊急大統領令に署名し、省庁法が改正され、省庁数が 22 省から 9 省へと大幅に削減された[15]。この過程で、「教育省」、「労働・雇用・社会保障省」、「社会開発省」、「女性・ジェンダー・多様性省」の所掌事務は新設の「人的資本省」へ統合された[16]。以下では、障害分野に関連する主要省庁の役割について、公式文書及び各省

[11] JICA 国別障害関連情報（2021）、総轄所見（2012、2018）、初回政府報告（2010）に基づき調査チームが編集
[12] 同上
[13] 2025 年 6 月付障害者権利委員会フォローアップ・レターに対するアルゼンチン政府の回答文書
[14] https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/337031/20260102（参照 2026-3-5）。大統領令 942/2025 第 4 条～第 6 条において、保健省の組織図に国家障害事務局を組み込むこと、ANDIS の権利義務に加え、予算、組織単位、資産及び人員を保健省に移管すること、保健省が ANDIS の継承主体として行動することが定められている。
[15] その後も再編が続いている。https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2024/3b250f332226a962.html（参照 2026-3-5）
[16] https://www.cronista.com/economia-politica/que-ministerios-elimino-javier-milei-y-cuales-quedan/（参照 2026-3-5）

のウェブサイトから確認できる情報を基に概観する。

No.	機関名	概要
1	保健省・国家障害事務局 (Secretaría Nacional de Discapacidad del Ministerio de Salud)	大統領令 27/2026 別表Ⅱ[17]では、国家障害事務局について、以下のとおり権限が規定されている。 ・ 障害者インクルージョン国家計画の策定・実施・評価 ・ 国内外の法令に基づく障害者の権利の完全かつ実効的な行使のための施策の実施・調整 ・ 他の関係機関と連携した、障害者の権利保障に必要な法令整備の推進 ・ 予防・促進・支援・保護・リハビリテーションに関する障害分野の国家プログラムの設計・提案・調整 ・ 障害分野に関する各所管部局の政策立案への参画 ・ 法 22.431 号に基づく大臣の権限行使の補佐 ・ 法 13.478 号等に基づく労働不能による無拠出年金の付与・管理・見直しに関する大臣の補佐 ・ CRPD に沿った障害分野の公共政策の推進。 ・ 公的・民間の障害者向けサービス提供を強化・改善する統合的政策の管理（分野横断・地域連携） ・ 障害者の促進・保護・インテグレーションに取り組む個人・法人へのインセンティブや税制優遇の推進 ・ 障害者社会的インクルージョン国家基金（Fondo Nacional para la Inclusión Social de las Personas con Discapacidad。以下、「FONADIS」という。）」プロジェクト実施ユニットの技術・運営管理への関与 ・ 障害者向けプログラム連携評議会の議長 ・ 連邦障害評議会議長 ・ 無拠出年金受給者向け医療給付モデルの定義への関与 ・ 障害者リハビリテーションに関する国家政策の立案・実施・管理における大臣の補佐 ・ アクセス及び支援政策の成果に関する診断・報告・評価の作成への関与 国家障害事務局には、「アクセス・支援政策次官室」と「規制・認定・プロジェクト次官室」の二部局が設置され、前者が給付やサービスへのアクセス・運用面、後者が認定制度やサービス規制、FONADIS プロジェクトなど制度設計面を担っている。

[17] https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/337707/20260126（参照 2026-3-5）

2	人的資本省 （Ministerio de Capital Humano）	・ ミレイ政権の発足に伴い、従来の教育省、労働・雇用・社会保障省、社会開発省などの機能が、新たに創設された人的資本省に統合された[18]。 ・ 社会全体、特に脆弱な集団の保護と強化を目的として、教育、労働・雇用・社会保障、子ども・青少年・家族などを所掌する各事務局を通じて政策を実施することを使命としている[19]。 ・ 同省の事務局は教育、雇用、社会政策の分野を管轄している。従来の各省が担っていたインクルーシブ教育、障害者雇用促進、脆弱な家庭や障害当事者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）への支援など個別プログラムの継続・再編状況については、本調査ではその詳細は得られなかった。
3	内閣官房 （Jefatura de Gabinete de Ministros）	・ 内閣官房は、各省庁横断の政策調整や行政改革、公務員制度などを所掌するとともに、国家公務員制度における障害者雇用支援の観点から、権利と機会の保障、合理的配慮や差別解消、情報提供・助言、研修・啓発等の役割を担う機関として位置づけられていた[20]。 ・ 政府公式サイト「La discapacidad y el trabajo」では、内閣官房配下の公務員人事・雇用部門が、CRPD 及び国内法に基づき、障害者の公的雇用に関する権利、合理的配慮、差別禁止等の原則やその実践上の留意点を提示していることが示されている。一方で、前述の活動内容が、本調査時点でも同様の形で継続しているかどうかについては、政令や公式サイト等からは特定できない[21]。

[18] https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/4bc6089a10876165.html（参照 2026-3-5）
[19] https://www.argentina.gob.ar/capital-humano（参照 2026-3-5）
[20] JICA 国別障害関連情報 アルゼンチン共和国（2021 年 2 月）
[21] https://www.argentina.gob.ar/jefatura（参照 2026-3-5）

4	司法省(Ministerio de Justicia)	・省庁編成前の司法・人権省(Ministerio de Justicia y Derechos Humanos)は、障害者のための全国司法制度支援事業、障害者・司法・国家に関する連邦ネットワーク、ポータルサイト「司法の声(Voces por la Justicia)」等を通じて、障害者の司法アクセスを支援する役割を担う機関として位置づけられていた[22]。 ・ミレイ政権下の省庁再編により、大統領就任直後に公布された省庁法改正のための大統領令において省の名称から「Derechos Humanos(人権)」が削除され、「Ministerio de Justicia(司法省)」となった[23]。 ・同省の公式サイトによれば、司法アクセス次官室(Subsecretaría de Acceso a la Justicia)配下の司法行政における障害者支援のための国家プログラム(Programa Nacional de Asistencia para las Personas con Discapacidad en sus Relaciones con la Administración de Justicia)が、障害者の司法アクセスに関する合理的配慮の提供、司法関係者向け研修、ガイドラインやプロトコルの作成、被拘禁者への支援、立法支援などを行っていることが示されている。また、障害者の法的能力や権利に関する解説ページも公開されていることから、名称変更後も障害者の司法アクセス及び法的保護に関する取組の一部が継続していることが確認できる。 ・旧来の全国司法制度支援事業や障害者・司法・国家に関する連邦ネットワーク、「司法の声」ポータルサイト等の個別事業が、現体制においてどのように再編・継続されているかについては、本調査では詳細な情報を得られなかった。

国内調整委員会設置状況

政府による統合報告書(2018)及び総括所見(2023)によれば、以下の委員会が存在する。ただし、いずれも現政権発足前に提出された文書に基づくものであるため、現政権下における設置状況について、本調査では情報を得られなかった。

障害を横断的な政策課題として扱うため、内閣官房の下に、政令 746/2021 に基づき、2021

[22] JICA 国別障害関連情報 アルゼンチン共和国(2021 年 2 月)
[23] https://www.argentina.gob.ar/justicia(参照 2026-3-5)

年に「公共政策における障害分野の主流化に関する内閣委員会」（Gabinete Nacional para la Transversalización de las Políticas en Discapacidad）」が設置された[24]。内閣首席大臣を議長とし、各省大臣及び障害・社会保障・統計・差別禁止等の主要機関の長で構成される省庁横断の機関であり、役割は、障害の視点をすべての国家公共政策の設計・監督・実施に横断的に組み込むことにある。具体的には、障害の視点を反映した政策・予算・実施方針の協議、関連社会政策・プログラム間の連携強化、共通指標によるモニタリング、人材育成、ユニバーサルデザイン導入などの機能を担っている[25]。

総括所見（2023）では、同委員会の進捗状況に関する情報が欠如していることを指摘しており、情報提供の強化を勧告している。

地方政府行政

連邦レベルのガバナンスと市民社会の参画については、連邦障害審議会（Consejo Federal de Discapacidad。以下、「COFEDIS」という。）が、国・州・ブエノスアイレス自治市・自治体・市民社会の代表が参加する常設の協議・調整の場として機能している[26]。政府公式サイトによれば、COFEDIS は他地域の多様な状況を踏まえた対話と計画の場として位置づけられており、各州及び市民社会組織の代表が参加するとされる。また、同サイトには 2024 年 12 月 10 日までの総会議事録が掲載されており、年金や就労支援などの課題について、定期的に協議と情報共有が行われていたことが確認できる[27]。

2－2. 障害関連法令・政策文書

アルゼンチン政府の追加報告（2023）によれば、障害者権利委員会からの指摘を受け、障害者保護法に代わる新たな障害法「障害者の権利保障及び促進に関する枠組法案」の策定に向けた包括的プロセスが進められている（ただし、同報告は ANDIS 存続中の時点のものである）。ANDIS は「新たな障害法に向けた連邦協議」を実施し、CRPD に沿った障害の社会モデルへの転換、法的能力の保障、インクルーシブ教育、社会的保護、労働、保健、アクセシビリティ、合理的配慮などに関する包括的な基準を提示することを目指している。一方で、同報告以降、新たな法律が制定されたという情報は本調査では確認できなかった。ただし、近時の動向として、2025 年に議会が「障害緊急法」を可決し、無拠出障害年金の増額や障害関連支出の拡大などを内容とする一時的な保護措置を導入した[28]。

障害者の権利等に関連する主な法律は、以下のとおりである。

[24] https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/252007/20211029（参照 2026-3-5）
[25] https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/252007/20211029（参照 2026-3-5）
[26] https://www.argentina.gob.ar/andis/estructura/consejo-federal-de-discapacidad（参照 2026-3-5）
[27] 同上
[28] https://argentinareports.com/argentinas-congress-overturns-mileis-veto-of-emergency-disability-law/4061/（参照 2026-3-5）

法律名	障害緊急法（法律 27.793 号。Ley de Emergencia en Discapacidad）[29]
施行年	2025 年
概要	障害分野を国家的緊急事態と宣言し、年金やサービス提供への財政措置を強化することを目的とする。2026 年末までの時限措置として、社会保障・医療・雇用等における権利保障を確保し、給付の更新や債務整理などを通じて支援体制の維持・拡充を図る。

法律名	改正アルゼンチン民商法典（法律第 26.994 号。Código Civil y Comercial de la Nación）[30]
施行年	2015 年
概要	CRPD 第 12 条に対応し、従来の「無能力（incapacidad）」概念・後見中心の制度を見直し、本人の意思と選好を尊重する「支援付き意思決定」を導入した。法的能力を原則として全ての人に認め、制限は例外的かつ比例的措置に限定されるとした点で、意思決定の代替から支援への転換を図った。

法律名	ウェブページ情報アクセシビリティ法（法律 26.653 号。Accesibilidad de la Información en las Páginas Web）[31]
施行年	2010 年
概要	国の省庁、国営企業、公共事業受託業者は、障害者がその情報内容を利用でき、かつ確実に機会均等となるよう、アクセシビリティ基準・義務項目に準じてウェブページをデザインするよう定めている。

法律名	国家精神衛生法（法律 26.657 号。Derecho a la Protección de la Salud Mental）[32]
施行年	2010 年
概要	国民の精神衛生の保護、精神障害者による人権享受の保障、関連項目を定める法律。

[29] https://www.boletinoficial.gob.ar/detalleAviso/primera/331706/20250922（参照 2026-3-5）
[30] https://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/235000-239999/235975/texact.htm（参照 2026-3-5）
[31] http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/175000-179999/175694/norma.htm（参照 2026-3-5）
[32] http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/175000-179999/175977/norma.htm（参照 2026-3-5）

法律名	視聴覚コミュニケーションサービス法（法律 26.522 号。Servicios de Comunicación Audiovisual）[33]
施行年	2009 年
概要	無料放送、地方ケーブル局制作・放送、情報・教育・文化的内容及び一般向けのテレビ・ラジオ番組には字幕、手話、音声描写を含むよう定めている。

法律名	障害者の権利に関する条約およびその選択議定書の承認に関する法律（法律 26.378 号。Convención sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad y su Protocolo Facultativo）
施行年	2008 年
概要	CRPD およびその選択議定書を国内法として承認し、アルゼンチンにおける障害者の権利保障の国際的枠組みを導入したものである。本法により条約は国内法秩序に組み込まれ、立法・政策の基準として機能し、その後の民法改正や制度改革の基盤となった。

法律名	国家教育法（法律 26.206 号。Ley Nacional de Educación）[34]
施行年	2006 年
概要	特別支援教育の章を設け、インクルーシブ教育の原則に基づいて特別支援教育が行なわれるよう明記している。

法律名	障害者のための基本サービス・包括ケア制度法（法律 24.901 号。Sistema de Prestaciones Básicas en Habilitación y Rehabilitación Integral a favor de las Personas con Discapacidad。以下、「障害者基本サービス法」という。）[35]
施行年	1997 年
概要	機能障害の予防、支援、促進、保護を含む基本的なサービスと包括的ケアを提供する制度を定めた法律。障害者が必要とする基本サービスを規定しており、国の社会保障制度を通して基本サービスの提供が義務付けられている。社会保障制度の適用を受けていない障害者も利用資格が与えられている。基本サービス提供組織は担当職員等への研修実施が義務付けられている。また、基本サービスの利用には、障害者保護法で定められた障害証明書の保持が求められている。

[33] http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/155000-159999/158649/texact.htm（参照 2026-3-5）
[34] http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/120000-124999/123542/texact.htm（参照 2026-3-27）
[35] http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/verNorma.do?id=47677（参照 2026-3-27）

法律名	移動制限のある人々のアクセシビリティ法(法律 24.314 号。Accesibilidad de Personas con Movilidad Reducida)[36]
施行年	1994 年
概要	道路・歩道、公共施設、公共の建物(官民問わず)・住宅施設、公共交通機関などの物理的環境へのアクセシビリティについて定めている。障害者保護法の条項から独立した法律。

法律名	障害者の職業リハビリテーションと雇用法(法律 23.462 号。Convenio sobre la readaptación profesional y el empleo de personas inválidas)[37]
施行年	1986 年
概要	身体、精神障害者が再度仕事に就くことができるよう、職業訓練の要素を含んだリハビリテーションを行うことを定めた法律。

法律名	障害者保護法(法律 22.431 号。Sistema de protección integral de los discapacitados)[38]
施行年	1981 年
概要	医療、教育、社会保障を受けられる権利を保障することで、障害者を包括的に保護する法律。障害による不利益をなくすための免除・奨励措置や社会の一員としての役割を遂行するための機会提供措置も含む。障害証明書発行はこの法律を根拠としている。

法律名	差別禁止法(法律 23.592 号。Medidas contra actos discriminatorios)[39]
施行年	1988 年
概要	憲法 75 条にある差別禁止に基づき、身体的特徴を含むあらゆる形の差別を禁止している。

障害者政策

政策名	国家障害計画(PND)2017-2022[40]
施行年	2017 年
概要	CRPD に準拠し、障害者の完全な社会参加、他者と同様の平等な条件の確保に向けて障害者の権利を保障するための公共政策である。基本理念は「包摂」、「多様性」、「共同体のコミットメント」であり、市民参画の推進と省

[36] http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/0-4999/713/norma.htm(参照 2026-3-27)
[37] https://www.mindbank.info/item/5616(参照 2026-3-27)
[38] http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/20000-24999/20620/norma.htm(参照 2026-3-27)
[39] http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/20000-24999/20465/norma.htm (参照 2026-3-27)
[40] https://www.argentina.gob.ar/sites/default/files/plan_nacional_discapacidad_texto_04-2018.pdf(参照 2026-3-27)

	庁間・省庁内の調整を戦略の中核に位置付けている。また、計画の適用状況の監視と評価のための具体的な行動の確立を目指す。なお、計画期間終了後の 2023 年以降については、政府報告や公表情報からは明らかではない一方、国家障害事務局の任務として掲げられている[41]。

2－3. 障害関連施策

本節で整理する各テーマの施策は、主として ANDIS が所管していた時期の政府報告及び障害者権利委員会の総括所見に基づくものである。保健省の下に設置された国家障害事務局による本調査時点での最新の実施状況については、詳細な公的報告が公表されていないため確認できない。このため、以下の記述は、いずれも当該時期の政府報告及び総括所見に依拠したものである。

① 保健医療

United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities（障害者の権利に関する国連パートナーシップ。以下、「UNPRPD」という。）（2022）[42]は、アルゼンチンには無料の公的保健医療制度が存在し、政府が提供するユニバーサル・ヘルス・カバレッジに加えて、6 歳以上の障害者のうち 59.4%が労働組合の医療保険制度を通じた医療保障も受けていると報告している。また、「障害者のための基本サービス・包括ケア制度法」が、障害者の包括的な能力開発及びリハビリテーションのための基本給付制度を定め、予防、支援、促進及び保護を通じてニーズに応じた包括的な保障を提供することを規定している。無拠出型年金受給者はこれらのサービスを国家から受ける権利を有し、その実施のため ANDIS が連邦保健プログラム「Incluir Salud（インクルイル・サルース）」を運営し、州政府に対して医療関連サービスの提供に必要な財政支援を行っている。政府報告（2018、2023）によれば、ANDIS が運営する同プログラムは、無拠出障害年金受給者等の医療アクセスを、全 23 州及びブエノスアイレス自治市の公的医療ネットワークを通じて保障している。

性と生殖に関する権利については、妊娠の自発的中絶へのアクセスに関する法律（第 27.610 号）及び刑法第 86 条の改正により、障害の有無を問わず、本人のインフォームド・コンセントに基づく妊娠中絶の決定が明確化され、第三者主導の妊娠中絶・外科的避妊を認める規定は撤廃された。障害者の自律的な同意を確保する観点から、アクセシブルな情報提供、意思決定支援、第三者代替を防ぐセーフガードの必要性も強調されている。

精神保健分野では、「精神保健サービスの組織・運営指針」の承認を通じて、精神科病院から総合病院への転換、認可・定期監査を担う常設委員会の設置が進められている。

リハビリテーションについては、CRPD に対応し、ANDIS が「リハビリテーション連邦ネット

[41] https://www.ambito.com/politica/el-gobierno-modifico-la-estructura-salud-disolver-andis-oficializo-la-nueva-secretaria-discapacidad-n6238739（参照 2026-3-5）

[42] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2023/12/Situation_Analysis_CountryBrief_Argentina-d67.pdf（参照 2026-3-5）

ワーク」の技術調整を担っており、2021 年には第 1 回連邦ネットワーク会議が開催され、2020～2022 年には全国 20 カ所のリハビリテーションセンターへの財政支援が行われた。

一方、総括所見(2023)において、障害者権利委員会は、次の主要課題を指摘している。

- 保健施設の物理的アクセシビリティ、コミュニケーション・情報のアクセシビリティ、合理的配慮、医療従事者の態度などの面で依然として障壁が存在すること。
- 性と生殖に関する保健サービス、とりわけ婦人科・産科サービス及び避妊・性感染症予防に関する情報提供において、州間格差が大きく、アクセシブルな形式での提供が不十分であること。
- 患者の権利に関する第 26.529 号法において、本人のインフォームド・コンセントがない場合に家族または法定代理人による代諾を認めており、障害者の自己決定の保障が不十分であること。
- 国家精神衛生法の実施が不十分であり、保健制度の分断、地域基盤の精神保健サービス及び支援の不足、地方精神保健審査機関の未設置、精神保健への包括的アプローチに関する連邦戦略への予算不足などが、地域移行の遅れにつながっていること。
- 障害に関連する医療費を賄う補助金が十分でなく、特に多くの支援を必要とする障害者の医療アクセスに影響を及ぼしていること。
- 農村部の障害児を中心に、質の高いリハビリテーションサービスへのタイムリーなアクセスに障壁が存在すること。

これらを踏まえ、障害者権利委員会は、保健サービスとリハビリテーションサービスのアクセシビリティ及び質の向上、インフォームド・コンセントを含む自己決定の保障、地域基盤の精神保健及びリハビリテーションサービスの拡充と財政支援の強化を求めている。

② 教育

UNPRPD(2022)によれば、アルゼンチン政府は、CRPD に沿ったインクルーシブ教育の推進を進める一方、教育制度は、一般教育制度と特別支援教育制度の二つに分かれており、国家教育法第 26.206 号においても障害児に対する教育として特別支援教育が明確に位置付けられている[43]。

実際、政府報告(2023)によれば、義務教育段階には 197,786 人の障害児が在籍し、そのうち 54.8%が通常学校、45.2%が特別学校に通っている。ただし、通常学校への在籍者数は 2017 年の 90,345 人から 2021 年には 108,446 人へ増加している。制度面では、教育連邦評議会決議 311/16 により障害を理由とする入学拒否が禁止されている。また、インクルージョン支援教員による学校全体への支援や個別教育計画の策定が進められているほか、「平等をつなぐ(Conectar Igualdad)」プログラムによる PC 配布、視覚障害児向けの点字機器や読み上げ機器の提供、わかりやすい版・音声版・手話付き教材の開発などが実施されている。

[43] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2023/12/Situation_Analysis_CountryBrief_Argentina-d67.pdf (参照 2026-3-5)

教員養成については、国立教員養成研究所（Instituto Nacional de Formación Docente: INFoD)が 2021 年以降、教員及び管理職を対象とした体系的な研修を実施し、初期養成課程への障害の社会モデルの導入や特別教育教員養成の見直しも進めている。

地方レベルでは、ブエノスアイレス自治市の障害者統合委員会（Comisión para la Plena Participación e Inclusión de las Personas con Discapacidad: COPIDIS）によるアクセシブル教材の開発、拡大・代替コミュニケーションの導入などの取組も報告されている。

インクルーシブ教育の推進においては、ラ・パンパ州において、インクルージョン支援教員の配置や物理的アクセシビリティの改善を組み合わせたモデルにより、障害児の約 98%が通常学校に在籍する成果が報告されている。

これに対し、障害者権利委員会は、ラ・パンパ州での取組を評価しつつも、全国レベルでは特別学校に 45.2%の児童生徒が在籍している現状について、分離された特別支援教育が依然として大きな比重を占めていると懸念を示している。また、通常教育における合理的配慮の提供や支援が依然として限定的であり、特に知的障害や精神障害のある児童・生徒に対する教育環境の整備が不十分であると指摘している。さらに、カリキュラムやシラバスが個別教育計画に十分対応していないこと、物理・情報アクセシビリティの不足、教員及び教育関係職員に対するインクルーシブ教育研修の不足など、制度の実施面における課題が指摘されている。加えて、具体的な目標・期限・予算を伴う国家レベルのインクルーシブ教育行動計画の策定、点字・わかりやすい版テキスト・手話・ピクトグラム等を含む包括的な合理的配慮の提供、教育・保護・社会保障・ジェンダー分野の連携強化、高等教育におけるアクセシビリティ改善等も求められている。

③ ジェンダー（障害女性等）

政府報告（2023）によれば、制度面では、女性・ジェンダー・多様性省[44]が、省庁横断でケア政策を協議・調整する「ケア政策に関する省庁間協議会（Mesa Interministerial de Políticas de Cuidado）」を設置し、「ケアを平等に（Cuidar en Igualdad）」法案を通じた包括的なケア制度の構築を提案している。併せて、家事労働者を正式な就労として登録することを促進するプログラム「Registradas」において、労働法上の権利を伴う正規就労としての登録を後押しし、その際に障害のある家事労働者、障害児を持つ母親及び LGBTQ+[45]を優先対象としている。

性と生殖に関する権利では、法律 27.610 号が妊娠の自発的中絶へのアクセスを保障し、能力に制限がある者の場合も本人のインフォームド・コンセントを前提としている法律 27.655 号は、障害者への強制不妊手術を明示的に禁止し、アクセシブルな情報提供と自律的な意思決定

[44] 女性・ジェンダー・多様性省は、ミレイ政権による 2023 年 12 月の省庁再編で人的資本省の管轄下に置かれた後、2024 年までに組織としては事実上廃止されたと報道されている。https://buenosairesherald.com/politics/government-shutters-what-remained-of-women-genders-diversity-ministry（参照 2026-3-5）

[45] 性的指向および性自認の多様性を表す総称。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア／クエスチョニングの頭文字に、既存の枠組みに限定されない多層的なアイデンティティの広がりを意味する「+（プラス）」を加えた表記である。

支援も規定している。

ANDIS 内には「ジェンダー政策ユニット」が設置され、女性・ジェンダー・多様性省と連携し、「同一視（Equiparar）」プログラムを通じて障害とジェンダーに関する研修やオンライン講座を展開している。また、同ユニットは女性・ジェンダー・多様性省、国立高齢者総合医療・社会サービス機関（Programa de Atención Médica Integral）、国連女性機関（UN Women）等と協働し、キャンペーンを実施し、障害者のケアを含む無償ケア労働の偏在を可視化している。

ジェンダーに基づく暴力の防止・対応では、ANDIS が全国ホットライン 144 番のオペレーターに対する障害に関する研修を通じてアクセシビリティ向上を図っている。司法手続における障害者支援プログラムである「司法との関係における障害者支援国家プログラム（Programa Nacional de Asistencia para las Personas con Discapacidad en sus Relaciones con la Administración de Justicia: ADAJUS）」は、ジェンダー暴力被害に遭った障害女性に対し、権利に関する助言、申立てへの付添い、手続上の合理的配慮等を提供している。

また、国立人権大学が障害学生への合理的配慮を提供しているほか、ネウケン州ではユニバーサルデザインに基づくシェルター整備が進められている。

他方、障害者権利委員会は総括所見（2023）において、知的障害及び精神障害者、先住民族、農村部及び施設で生活する障害のある女性・女児、LGBTQ+当事者等が複合差別にさらされている現状に懸念を示している。ジェンダー平等政策への障害視点の主流化が不十分であること、「Equiparar」プログラムのモニタリングの欠如、「ケアを平等に」法案の採択が未だ採択されていないことを指摘し、ジェンダー政策への障害視点の主流化と障害女性団体への支援拡大を勧告している。また、ホットライン 144 番の地域的カバレッジの限界、暴力に関するデータの未整備を指摘し、障害女性の司法アクセス確保とカバレッジ拡大を求めている。さらに、強制不妊及び強制中絶の根絶、代行同意規定の改正、性と生殖に関する健康サービスのアクセシビリティ確保を勧告している。

④ 職業訓練、雇用、就労

政府報告（2023）によれば、ANDIS は雇用インクルージョン・ユニットを創設し、公共雇用管理庁及び労働・雇用・社会保障省と連携して、障害者雇用の促進に取り組んでいる。公的機関には障害者雇用 4%（障害者保護法第 8 条）が義務付けられており、各機関の人事部内に「障害者の雇用インクルージョンとキャリア開発責任者（Responsable de Inclusión y Desarrollo Laboral de las Personas con Discapacidad。以下、「RIDeL」という。）」が配置されている。2023 年 2 月時点で、53 機関に合計 138 人が任命されている。一方で、公的機関で働く障害のある職員は 3,478 人（179 機関）にとどまり、全体の 0.87%に過ぎない。

労働・雇用・社会保障省は、失業中の障害者を対象とした「雇用機会均等促進プログラム（Promover）」、自営起業を支援する「自営雇用プログラム（Programa de Empleo Independiente: PEI）」、職場訓練を実施する「職業訓練行動プログラム」、企業に対しインセンティブを提供する「雇用支援プログラム（Programa de Inserción Laboral: PIL）」などを実施してい

る。これらのすべてのプログラムは、無拠出年金との併給が可能とされている。州レベルでも、ネウケン州、ブエノスアイレス自治市、コルドバ州、ミシオネス州、サンタフェ州などが、職業訓練、民間企業への雇用促進、奨学金、起業支援資金などの独自の施策を展開している。

しかしながら、障害者権利委員会は複数の構造的課題を指摘している。同国の差別禁止法及び雇用契約法が、障害を明示的な差別禁止事由として十分に位置づけておらず、合理的配慮の不提供を差別と明記していない点、知的・精神障害者が作業所（保護雇用・保護生産工場）に留め置かれている点、同国のテレワーク法が障害者を主体ではなくケア対象としてのみ言及している点などが懸念されている。また、障害者の実雇用率が 0.87%と法定雇用率 4%から大きく乖離していること、RIDeL の実効性に関する情報が不足していること、職場のアクセシビリティや合理的配慮が体系的に提供されていないこと等も指摘されている。

同委員会は、雇用契約法等への障害差別禁止及び合理的配慮規定の導入、労働市場への移行の加速、既存のテレワーク法への障害の視点の明文化、4%雇用率達成に向けた積極的措置の強化、公的及び民間の職場におけるアクセシビリティの確保と雇用主向け研修の実施を勧告している。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス[46]

アルゼンチンにおける主な手当・年金には、障害児手当（Asignación por Hijo con Discapacidad）、障害児家族手当（Asignación familiar por hijo o hija con discapacidad）、ダウン症児出生時の産前産後手当（最大 180 日間）、障害労働者の早期退職（45 歳または 20 年の掛金）、失能退職、遺族年金がある。生活支援としては、住宅改善プログラム「Mi Pieza」（受給者の 13.5%が障害者）、食料給付「Prestación Alimentar」（2022 年 12 月時点で障害者 69,384 人が受給）、社会開発省によるケアサービス及び家庭介護者養成、「Accionar Infancia」プログラム（妊婦及び 0～3 歳児を対象とし、障害の有無を含む状況把握・支援機器提供を行う）などが実施されている。地方レベルでは、コルドバ州の電気依存患者向け特別電力供給制度、ミシオネス州の住宅プログラムにおける 40%補助等が報告されている。

また、政令 187/2022 号により FONADIS が創設され、法律 25.730 号に基づく多元的な財源により、障害者の社会・地域インクルージョンや自立生活を促進するプログラムに資金提供を行っている。ANDIS と連邦障害評議会からなる調整評議会が基金管理を担い、2020～2022 年に 1,798 件の補助金（総額 338 億 1,000 万ペソ超（約 37 億 6 千万円[47]））を付与し、支援技術の提供や市民社会組織の能力強化等を支援した。

政府報告（2023）によれば、無拠出制障害年金（Pensión No Contributiva por Invalidez）は、ANDIS の創設以来、同庁が管理してきた。同年金は法律第 13.478 号第 9 条に基づき、十分な資源を持たず、いかなる年金制度にもカバーされず、就労不能な者に年金を付与する制度であり、1997 年の政令 432 号により、労働能力 76%以上の喪失、資産・収入を持たないこと、外

[46] 政府報告（2023）に基づく
[47] JICA 統制レート 1 アルゼンチンペソ＝0.111350 円（2026 年 3 月）

国人の場合は 20 年の継続居住などの要件が定められた。1997～2003 年は、既存受給者の減少分のみ新規付与を認める極めて制約的な運用であったが、2003～2015 年にはカバレッジ拡大政策により社会経済的要因を重視する運用に転換し、受給者数は 80,593 人から 1,058,835 人へ増加した。2016～2019 年にはアクセス制限的な規範が採用され、新規付与の年間平均は 142,290 人から 40,799 人へと約 70%減少し、145,000 件の未処理申請が残された。2020 年には、これらを「権利回復の優先案件」と位置づけ、申請のデジタル化及び審査基準の調整が行われた（ANDIS 決議 8/2020、93/2020、134/2020）。

その後、無拠出制障害年金へのアクセス拡大のため、複数の補完的規範が採用された。決議 36/2021 は、受給者が就労を開始した場合に年金を「廃止」ではなく「停止」とし、雇用終了時に直ちに復元することを定めた。決議 891/2021 は、公式医療証明書（Certificado Médico Oficial。以下、「CMO」という。）の QR コード版を導入し、申請手続を迅速化した。決議 1377/2021 は、無拠出制障害年金と社会的単一税（monotributo social）、職業訓練プログラム、失業給付との併給を可能とした。2023 年の政令 7/2023 号は、労働不能の「76%」閾値を撤廃し、ANDIS 所属医師による CMO 作成を認めるとともに、外国人の居住要件を 20 年から 10 年（未成年は 3 年）に緩和した。これらの措置により、278,690 件の新規無拠出制障害年金が付与されたとされる。

ANDIS の予算は 2020～2023 年に名目で 318.11%増加し、IMF 債務再編合意（法律 27.668 号）承認後の 2022 年以降、無拠出制障害年金への予算配分は 54.96%増加したと報告されている。

一方、2023 年 12 月以降の新政権により、ANDIS は保健省に移管され、政令 843/2024 号により、無拠出制障害年金のアクセス基準が再定義された。CMO に基づく労働能力 66%以上の低下の確認に加え、正式収入や他の社会保障、資産、扶養義務者の有無等を評価する全国包括監査が実施されている（アルゼンチン政府の追加情報要請への回答、2025 年）。

障害者権利委員会は、2025 年に同政府に対し追加情報要請（Follow-up Note verbale to Argentina。以下、「口上書」と記す。）を行い、政令 843/2024 号による無拠出制障害年金アクセス基準変更の影響、同年金の監査の基準・方法・結果、ANDIS の再編に伴う財政・人的資源の変化等について、詳細な説明を求めている。これに対し政府は、ANDIS を保健省の管轄に移管し監査制度を導入したこと、無拠出制障害年金の対象範囲を現行法の条件に沿って見直していることなどを説明し、権利保障と制度の持続可能性の両立を図る方針を示している。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

政府報告（2023）によれば、公共交通分野では、運輸省内にインクルーシブ戦略・アクセシビリティ・持続可能な輸送国家総局が設置され、バスターミナルの設計指針の策定、交通結節点インフラの整備、非自動車型モビリティの推進などが進められている。また、「安全なバス停」プログラムにより全国で 2,800 か所以上の整備が計画され、その多くが既に完成している。さらに、都市・郊外バスの大半が低床化され、車椅子スペースや乗降設備を備えるようになっており、都市間輸送でもアクセシブル車両の導入が始まっている。無料乗車制度についても、オン

ライン予約システムの整備と事業者への補償制度により、継続的に運用されている。

鉄道分野では、駅及び周辺環境のバリアフリー化が重点的に進められ、スロープ、エレベーター、点字ブロック、アクセシブルトイレ、幅広通路などの整備が実施されている。また、大規模な路線改修や高架化プロジェクトにおいても、アクセシビリティ基準が組み込まれている。国家運輸規制委員会による駅の定期検査と是正勧告など、監督体制も維持されている。

航空分野ではアンブリフト[48]の導入や支援プロトコルの整備が進められ、港湾施設ではエレベーターやスロープの設置など、各交通モードにおいて物理的アクセシビリティの改善が図られている。法律 26.858 号により盲導犬・介助犬の同伴権が保障され、ANDIS が利用者登録制度を整備した。また、障害者の自動車取得に対する補助、税制優遇、改造車両の輸入免除などが実施されている。国際障害者シンボルのデジタル化とその利用拡大も図られている。

これに対し、UNPRPD による CRPD 履行状況の報告書（2022）は、法制度が存在するにもかかわらず、その適用範囲と実施状況との間に大きなギャップがあることを指摘している。とりわけ、物理的アクセシビリティの設計が主として車椅子利用者や下肢障害者に偏っており、多様な障害に十分対応していない点、また無料乗車制度があっても、実際に利用可能なアクセシブル交通が限定的である点が問題とされている。

さらに、障害者権利委員会の総括所見（2023）は、交通を含む公共サービスにおけるアクセシビリティが依然として不十分であることに加え、ブエノスアイレス自治市と他の州・農村部との間の地域格差を重大な課題として指摘している。その上で、全国的なアクセシビリティ計画の欠如、統一されたユニバーサルデザイン基準の不在、指標・予算・モニタリング・制裁を含む実施枠組の弱さといった構造的課題を挙げ、これらを包括的に整備する必要性を強調している。

⑦ 情報アクセシビリティ

政府報告（2023）によれば、ANDIS 内にアルゼンチン手話通訳チームが設置され、この 2 年間でイベント、研修、映像資料、職員支援などを通じて 2,000 時間超の手話通訳・翻訳を提供してきたほか、ろう者・難聴者とのコミュニケーション戦略に焦点を当てたアクセシブル・コミュニケーション講座も実施している。また、アルゼンチン手話をろう者コミュニティの自然かつ固有の言語として認めるアルゼンチン手話法（Ley 27710 de Lengua de Señas Argentina）が 2023 年に成立した[49]。ANDIS は、アクセシブルな広報資料の作成や、権利普及、相談対応、文書探索、地域デバイス運営などを含む現場活動を全国で展開し、数万人規模の人々に情報提供と手続支援を行っている。さらに、各地の自治体・国家機関との協定締結を通じて、地域レベルで権利や制度に関する情報・手続にアクセスしやすい体制づくりも進められている。

ANDIS は、公共イノベーション事務局と協働して「Mi Argentina」アプリを軸に、障害者向けオンライン手続の整備を進めている。障害者用駐車許可証のデジタル申請や障害者証明書（Certificado Único de Discapacidad。以下、「CUD」という。）のデジタル版統合、高速道路料金

[48] 車いすや担架用の航空機搭乗リフト

[49] https://www.argentina.gob.ar/normativa/nacional/ley-27710-383041/texto（参照 2026-3-5）

所の無料通行パスの完全デジタル手続などにより、紙書類や対面手続を不要とし、スマートフォンから簡便に申請・更新・提示ができる仕組みが導入された。また、国家のバーチャル・アシスタント「Tina」を WhatsApp 上で運用し、会話形式での情報提供や手続案内、デジタル CUD のダウンロードを可能にするなど、チャネルの多様化も進められている。

これらの取組に対し、障害者権利委員会の総括所見（2023）は、情報アクセシビリティ分野における進展を一定程度認識しつつも、テレビ、政府ウェブサイト、「Mi Argentina」アプリ、電子文書管理・遠隔手続システムといった主要な情報・行政・金融サービスについて、視覚障害者や知的障害者を含む障害者が利用しやすい形での提供がなお不十分である点を指摘している。また、手話通訳者の全国登録制度が存在せず、養成及びサービス提供があらゆる生活領域で十分ではない点も問題として挙げている。加えて、ホームバンキングや ATM など金融サービスのアクセシビリティの欠如も重大な課題とされている。

こうした問題意識に基づき、障害者権利委員会は、視聴覚コミュニケーションサービス法の遵守を確保し、点字、盲ろう通訳、手話、やさしい言葉、音声解説、字幕、触覚的コミュニケーション、拡大・代替コミュニケーションといった多様なコミュニケーション手段の開発・普及・利用に十分な資源を配分することを勧告している。あわせて、テレビ、ウェブサイト、モバイルアプリ「Mi Argentina」を含むすべての公的情報・コミュニケーション媒体からの情報を障害者がアクセス可能とすること、アルゼンチン手話を法律により国の公用語として認め、通訳者の養成・配置と全国登録制度を整備すること、アクセシブルなホームバンキング及び ATM の提供を確保することを求めている。

⑧ 防災

政府報告（2023）によれば、アルゼンチン政府は、国家総合リスク管理・国民保護システム法（法律 27.287 号）に基づき「国家総合リスク管理・国民保護システム（Sistema Nacional para la Gestión Integral del Riesgo y la Protección Civil。以下、「SINAGIR」という。）」を設置し、「仙台防災枠組 2015–2030」に沿った方針の下で、連邦政府・州政府・自治体・市民社会の取組を調整する国家枠組を構築している。SINAGIR の技術委員会の一つとして障害委員会が設けられ、ANDIS が専門機関として参画しており、策定中の「国家災害リスク削減計画（Plan Nacional de Reducción de Riesgos de Desastres。以下、「PNRRD」という。）2024–2030」においては、障害を全プログラムの横断的テーマとすること、「インクルーシブなリスクマップ」の作成、予防・対応・復興の各段階への障害視点の統合、障害者と家族向けの情報提供システムの構築、アクセシブルな早期警報システムの設計などが提案されている。

新型コロナウイルス感染症への対応では、ANDIS が保健省及び統計機関と連携し、感染予防策や 2022 年国勢調査に関する情報を、分かりやすい表現、アルゼンチン手話、字幕付き動画、ピクトグラムなどを用いたアクセシブルな形式で提供した。また、オンライン回答と対面調査を組み合わせることで、障害者が支援を受けながら国勢調査に参加できる体制を整えた。あわせて、ワクチン予約サイトのアクセシビリティ改善や、WhatsApp 等を通じた相談支援の拡充など、

緊急時におけるデジタルツールの利用可能性向上も図られている。

これに対し、障害者権利委員会は総括所見（2023）において、PNRRD2024–2030 への障害視点の主流化に関する情報が依然として限定的であり、策定プロセスへの OPD の参画も不十分であることに懸念を表明している。委員会はまた、早期警報を含む災害関連情報が、手話、字幕、平易な言語、わかりやすい版など、多様なアクセシブル形式で一貫して提供されていないこと、新型コロナウイルス感染症対応におけるアクセシビリティ配慮が限定的にとどまったこと、パンデミックが施設入所の障害者に与えた影響についての統計データが不足していることを課題として指摘している。その上で、国家防災計画の策定・実施・評価の各段階で OPD と協議しながら障害視点を主流化すること、すべての危機関連情報を障害者が利用可能な形式で受け取れるようにすること、避難所や避難ルートの物理的・情報的アクセシビリティを確保すること、新型コロナウイルス感染症回復計画に障害の観点を組み込むこと、施設入所者を含むパンデミックの影響に関する統計を体系的に収集・公表することを勧告している。

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[50]

アルゼンチン政府は、2008 年に CRPD 及び選択議定書を批准した。初回政府報告書を 2010 年に障害者権利委員会に提出し、2012 年には同委員会から総括所見が発出されている。

その後、アルゼンチン政府は第 2 次・第 3 次統合定期報告書を 2018 年に提出し、受理された。他方、新型コロナウイルス感染症の影響による審査の延期等を経て、同報告書に関する審査に先立ち、アルゼンチン政府は 2023 年 3 月 9 日及び同年 3 月 17 日に更新報告（Additional information from the State party）を提出した。障害者権利委員会は、これらの情報及びパラレルレポートを踏まえて審査を行い、同年 3 月 22 日に総括所見を採択した。

一方、2025 年以降、社会保障及び制度改革をめぐる動きに対して、障害者権利委員会による監視を強めている。2025 年 6 月 25 日付の口上書は CRPD 第 36 条 1 項に基づき、アルゼンチン政府に対し追加情報の提出を要請した。要請内容の概要は以下のとおりである。

- 政令 843/2024 号による無拠出制（障害）年金（Pensión No Contributiva (por Invalidez)。以下、「PNC」という。）アクセス基準の変更
- 政令 600/2024 号による FSR（連帯再分配基金）拠出係数の見直し
- ANDIS の再編（機構・権限の再構築を含む制度改革）
- 共同決議 MSN/ANDIS 9/2024 号による、障害者向けサービスの単価・項目を定めた基準表（Nomenclador）の改定
- 障害緊急事態法案の立法動向とその内容
- これらの改革過程において、CRPD 第 4 条 3 項に基づき OPD との協議が行われたかどうか

アルゼンチン政府は、これを受けて 2025 年 8 月 11 日付でフォローアップ情報（「Información recibida de la Argentina sobre el seguimiento de las observaciones finales relativas a sus informes periódicos segundo y tercero combinados」）を提出している。これらの個別の論点については、一部を「⑤社会保障、障害福祉サービス」の項で詳述した。

このフォローアップ情報及び市民社会から提出された情報を踏まえ、2025 年 8 月に開催された第 33 会期セッションにおいて、障害者権利委員会は、近年の経済・行政改革が障害者の権利や社会保障へのアクセスを損なわないよう法制度・行政体制を CRPD に照らして包括的に見直すとともに、障害関連機関の独立性・人的財政的資源を確保し、緊縮措置による不均衡な影響を防止するよう勧告した[51]。

3－2. マラケシュ条約実施状況

アルゼンチン政府は 2015 年 4 月 1 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物

[50] 国連障害者権利委員会（CRPD Committee）の公式ウェブサイトに掲載された会期情報・フォローアップ関連資料、及びアルゼンチン政府が提出した締約国報告書並びに同委員会による総括所見等の公表文書に基づき、調査チームが整理した。
[51] CRPD/3/33/3

へのアクセスを促進するための条約）を批准した。その後、条約履行に 必要な国内法の改正に向けた手続きが開始され、2016 年から 2017 年にかけて視覚・聴覚・知的障害者団体の参加の下で、改正案の検討が行われた。その結果、2018 年に国会審議が 始まり、2020 年 11 月に知的財産権法（法律 11723 号）第 36 条の改正が下院の全会一致で 可決、承認された。この改正により障害者の著作物へのアクセス拡大が可能となった[52]。

その後、2025 年 5 月に司法省決議 259/2025 号が公布され、著作権総局（Dirección Nacional del Derecho de Autor）の下に、「視覚障害者及びその他の感覚障害のある人のためのアクセシブル形式の著作物の複製・頒布・公衆送信に関する認定団体登録簿」が正式に創設された[53]。同登録簿は、マラケシュ条約第 5 条に基づく認定団体の公式登録と、国境を越えた著作物交換の促進を目的としており、マラケシュ条約の国内実施のために著作権法（法律 11.723 号）を改正した法律 27.588 号（知的財産法におけるアクセシブル形式の著作物の複製・頒布・公衆送信について、感覚障害者のための権利制限・例外を定める法律）の実効性を高めるための制度的基盤が整備されつつある。もっとも、同登録簿に基づく認定団体の登録状況やアクセシブル形式の著作物カタログの整備状況など、運用面の詳細については、2026 年 3 月時点で包括的な公的報告は確認できない。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組[54]

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）との関連については、総括所見において指摘されている。上記の各分野で触れていない重要点のみを以下に整理する。

障害者権利委員会（2023）は「障害者の司法アクセスに関する国際原則・指針」（2020）及びターゲット 16.3「法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する」を想起しつつ、次の点を勧告している。

- 障害者の実効的な参加を保障するため、すべての司法手続において年齢及びジェンダーに配慮した手続上の配慮を提供し、そのような配慮を義務付ける州レベルの手続法の改正を行うこと。
- ユニバーサルデザインを通じて裁判所及び司法・行政機関の物理的アクセシビリティを確保し、手続に関する公的情報及びコミュニケーションについて、手話通訳、コミュニケーション支援者、やさしい言葉など、アクセシブルな形式で提供すること。
- 障害者司法支援国家プログラムの対象範囲を拡大し、人員及び予算資源を増やすことにより、すべての手続段階において障害者が無料または低廉な法的援助及び代理を利用

[52] https://www.argentina.gob.ar/noticias/ampliacion-del-derecho-de-acceso-la-lectura-para-personas-con-discapacidad、https://www.tiflonexos.org/content/marrakech-en-vigencia-los-formatos-accesibles-no-pagan-derecho-autor（参照 2021-3-26）を基に収集・編集

[53] https://www.boletinoficial.gov.ar/detalleAviso/primera/324835/20250506（参照 2026-3-5）

[54] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2023/12/Situation_Analysis_CountryBrief_Argentina-d67.pdf（参照 2026-3-5）

できるようにすること。

・ 司法職員に対する条約に関する体系的な研修を強化し、すべての障害者の法的能力の権利、アクセシビリティ、合理的配慮及び手続上の配慮に関する理解を深めること。

UNPRPD（2022）は、アルゼンチン政府が CRPD および SDGs の双方を国内の法制度の枠組に組み込んでいると述べている。他方で、同報告書は、障害インクルージョンが国家開発計画や SDGs 関連の実施戦略に必ずしも十分に位置づけられていないと評価している。

アルゼンチン政府が 2022 年に行った自発的国家レビュー（Voluntary National Review: VNR）報告書は、政府は障害者に対する社会保障・サービス継続・アクセス確保を重視し、新型コロナウイルス感染症下でも遠隔サービスの提供や無拠出給付の維持・拡充を実施したと報告している。また、ケア政策や司法アクセス支援などを通じて、障害者を含む脆弱層の包摂を推進し、「誰一人取り残さない」という SDGs 原則に貢献した。一方で、進捗は一定程度認められるものの、支援の継続性や制度強化が今後の課題として示唆されている。障害者に言及のある国際指標の達成進捗について評価はされておらず、VNR 作成プロセスには市民社会組織が参加したと説明されているが、OPD の参加については言及がない。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

アルゼンチンは、米州機構（Organization of American States。以下、「OAS」という。）の地域人権条約である「障害者に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する米州条約（Inter-American Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Persons with Disabilities）」の署名・批准国であり、OAS が公表する批准国一覧には署名日・批准日とともに掲載されている。 これにより、アルゼンチンは地域レベルでも、障害差別撤廃に関する法的拘束力のある枠組の下に置かれている[55]。

また、アルゼンチンは 1985 年に女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）を批准している[56]。2026 年の CEDAW 審査に関する国連ジュネーブ事務局の会合サマリーにおいては、同委員会の専門家が、女性・ジェンダー・多様性省（Ministry of Women, Gender and Diversity）の廃止やジェンダーに基づく暴力防止プログラムの削減、女性の権利に関する特定予算項目の撤廃、主要な法規制に対する退行的改正（regressive legislative amendments）が行われたことを指摘し、こうした状況下で女性及び女児のための法律・公共政策の実効的な実施と、持続的な資源確保をどのように保障するのかについて、説明を求めている。また、ジェンダーに基づく暴力被害者への支援サービスの弱体化（ホットライン 144 の人員半減や予算の約 3 分の 2 削減等）についても懸念が表明されている[57]。CEDAW 委員会は 2026 年 2 月に総括所見を採択し、その中で障害のある女性・少女を複合的・交差的差別の対象として明示的に位置づけた。同委員会は、

[55] https://www.oas.org/juridico/english/sigs/a-65.html（参照 2026-3-5）
[56] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?CountryID=7&Lang=EN（参照 2026-3-5）
[57] https://www.ungeneva.org/en/news-media/meeting-summary/2026/02/examen-de-largentine-au-cedaw-des-inquietudes-sont-notamment（参照 2026-3-5）

制度再編や予算削減に伴う支援体制の弱体化や医療アクセス上の障壁、強制的または非自発的医療介入の継続、さらにジェンダーと障害の視点を統合する政策の後退を深刻な懸念として示している。

さらに、アルゼンチン政府は「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（ILO 第 159 号）」を 1987 年に批准しており、障害者の職業リハビリテーション及び雇用促進に関する国際基準に従うことが求められている[58]。ILO 条約勧告適用専門家委員会（Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations: CEACR）は複数の直接要請（Direct Request）及び所見（Observation）を採択している。2015 年採択の直接要請は、的部門における障害者 4%雇用割当の実施状況や、障害者の職業リハビリテーション・雇用政策の実施成果について、具体的な情報を提供するよう政府に求めている[59]。

子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）についても、アルゼンチン政府は 1990 年に批准している。 他方で、CRC 委員会は、子どもの 10 人中 7 人が貧困状態にあること、州間の子ども向け予算の格差、先住民族の子どもが差別（約 32%）や国家暴力（約 30%）を一般の子どもの 2 倍以上の割合で経験していること、障害児の約 4 分の 3 が分離教室で教育を受けていることなど、複合的な要因により一部の子どもの権利が十分に保障されていない点について、継続的な是正を求める勧告が出されている[60]。CRC 委員会は、2024 年 9 月に採択した総括所見において、障害児政策について人権モデルへの転換を基礎に、脱施設化の加速、家庭・地域における支援の強化、インクルーシブ教育の推進を強く求めている。また、データ整備や差別撤廃を含む制度基盤の強化を重要課題として指摘している。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[61]

【草の根人間の安全保障無償資金協力（在アルゼンチン日本国大使館）】

・カニュエラス市障害者訓練施設整備計画（2013）

【草の根技術協力事業】

・ママ・パパ・家族でできる障害児発達・アルゼンチンに障害児発達指導員の普及を！（2009-2011）

• 他ドナー

[58] https://treaties.un.org/doc/Publication/UNTS/Volume%201464/volume-1464-A-23645-English.pdf、https://treaties.un.org/doc/Publication/UNTS/Volume%201464/volume-1464-A-23645-English.pdf（参照 2026-3-5）

[59] https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_es/f?p=NORMLEXPUB:13100:0::NO::P13100_COMMENT_ID%2CP13100_LANG_CODE:3253559%2Ces（参照 2026-3-5）

[60] https://www.ungeneva.org/en/news-media/meeting-summary/2024/09/examen-de-largentine-devant-le-crc-sont-notamment-evoques-la（参照 2026-3-5）

[61] 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレットを基に記載。

【国際機関】

国連児童基金[62]

・インクルーシブ教育に関する規則第 311 号(2016 年)に関する分析及び報告書作成(2019、教育省と連携)

国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)[63]

・障害者の法的能力行使促進のための UNPRPD プログラム(2021～2024、ANDIS ほかと連携)

米州開発銀行(Inter-American Development Bank: IDB)[64]

・障害者の社会的包摂支援プログラム(Program to support the social inclusion of people with disabilities)(2023～実施中)

世界銀行(World Bank)[65]

・Improving Inclusion in Secondary and Higher Education(教育包摂促進プロジェクト)(2023～実施中)

[62] 定期報告より収集・編集

[63] https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2023/12/Situation_Analysis_CountryBrief_Argentina-d67.pdf(参照 2026-3-5)

[64] https://www.iadb.org/en/news/idb-support-argentina-will-improve-inclusion-people-disabilities(参照 2026-3-5)

[65] https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2023/02/24/450-millones-para-educacion-y-desarrollo-urbano-inclusivo(参照 2026-3-5)

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

UNPRPD（2022）によれば、OPD のコミットメント、アドボカシー及び参加により、アルゼンチンは過去 20 年間で重要な進展を遂げてきた。一方で、障害者運動は一枚岩ではなく、内部には大きな分断が存在しており、すべての OPD や障害者を代表する単一の OPD は存在しない。

団体名	概要
アルゼンチン盲・弱視者施設連盟 Federación Argentina de Instituciones de Ciegos y Amblíopes[66]（以下、「FAICA」という。）	1986 年に設立され、全国の視覚障害者が主導する団体を束ねる連盟である。視覚障害者の能力が正しく評価され、当事者が主体的に参加する運動を構築し、人権の観点から社会の中に包摂されることを目指して活動している。国や自治体、国内外の NGO、企業などと連携し、若者・女性のリーダー育成や、AGORA アルゼンチンによる就労支援プログラム等を実施している。CRPD を基本に、多様性を尊重するインクルーシブな社会づくりと、すべての障害者の権利の擁護を柱としている。
アスル協会 Asociación Azul[67]	2007 年にラ・プラタで設立された市民団体であり、理事会の多数を障害当事者が占める OPD である。活動の柱は、①インクルーシブ教育の推進、②すべての障害者の自立生活（Vida Independiente）の実現であり、その中核的な手段としてパーソナルアシスタンス制度の確立・法制化を求めている。パーソナルアシスタント等の支援者データベースの整備、自立生活センターの設置、自立生活・インクルーシブ教育に関する啓発・アドボカシー、障害年金停止に対する集団訴訟など、権利擁護と実務的支援を組み合わせた活動を展開している。
アルゼンチンろう者連盟 Confederación Argentina de Sordos[68]	1957 年に設立された全国規模のろう者当事者組織である。アルゼンチン手話を核とする言語的・文化的マイノリティとしてのアイデンティティを重視し、人権・市民権・言語権の保全・保護・促進と、ろう者の生活の質の向上を使命としている。全国約 45 のろう者団体のうち 30 団体が加盟し、アルゼンチン手話の法律制定キャンペーン、ろう児向けバイリンガル教材の作成、積極的なアドボカシー活動などを展開している。

[66] https://www.faica.org.ar/template.php?file=institucion/mision-y-vision-de-faica.html（参照 2026-3-27）
[67] http://www.asociacionazul.org.ar/（参照 2026-3-27）
[68] https://cas.org.ar/（参照 2026-3-27）

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
障害者の権利のためのネットワーク Red por los Derechos de las Personas con Discapacidad（以下、「REDI」という。）[69]	1998 年に設立された、障害当事者とその家族が運営する人権団体であり、CRPD に基づき、障害者の権利保障と機会均等の実現を目指している。教育、雇用、司法アクセス、健康、ジェンダーと障害、自立、アクセシビリティ等の分野で政策提言、訴訟、啓発活動を行っている。また、障害者とその団体が、政策立案から実施・監視までの全過程に参加できるよう働きかけている。さらに、他の市民社会団体や財団、連盟、ネットワークとも連携し、アルゼンチン国内の団体同士を結びつけることで、OPD の代表性向上に貢献している。
アルゼンチンダウン症協会 Asociación Síndrome de Down de la República Argentina（ASDRA）[70]	1988 年にダウン症のある子どもの親たちによって設立された団体である。ダウン症児の早期支援、教育、就労、地域での自立生活と社会参加の促進に取り組んでいる。親や家族、専門職、企業、行政、社会一般に向けて、情報提供・研修・相談・ピアサポートなどを行い、権利保障とインクルージョンを進めている。CRPD の実施や権利擁護にも関与し、ダウン症のある人々の市民的・社会的権利が尊重される社会の実現を目指している。
アルゼンチン自閉スペクトラム症ネットワーク Red Espectro Autista en Argentina(RedEA)[71]	アルゼンチンの自閉スペクトラム症に関するネットワークであり、親の会、専門家団体、OPD、当事者本人が参加している。家族環境の強化や権利擁護に取り組み、社会参加や教育・就労への包摂を可能にするネットワークを構築するとともに、情報提供と啓発活動を行っている。早期発見キャンペーン「MIRAME」などを通じて、乳幼児期の視線合わせなどのサインに着目し、早期相談・早期支援につなげることを重視している。

[69] http://www.redi.org.ar/（参照 2026-3-27）
[70] https://www.asdra.org.ar/（参照 2026-3-27）
[71] https://www.facebook.com/redespectroautista/about_details（参照 2026-3-27）

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[72]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

脱施設化の未達成、インフォームド・コンセントの不備、医療施設のアクセシビリティの欠如といった課題が継続していることは、3 件のパラレルレポートにおいて一貫して指摘されている。

REDI が調整し 26 団体が参加したパラレルレポート（2023）は、2022 年にサンティアゴ・デル・エステロ州で 92 床のディエゴ・アコスタ精神保健センターが開設された事例などを挙げ、精神障害者の地域リハビリテーションとインクルージョンを原則とする現行法に反する動きが続いていると指摘している。2010 年精神保健法は、神経精神科病院の完全閉鎖期限を 2020 年までと定めるとともに、精神障害者の人権尊重及び地域ベースの代替支援システムの整備を義務付けた。しかし、公的政策の未整備、入院・隔離中心モデルの優位、代替サービスの創設・維持のための財政資源の不足により、この期限は守られていない。脱施設化の顕著な進展は見られず、多くの障害者が施設または自宅で孤立した生活を送っている。

2019 年の「精神保健により収容されている人々の全国調査」によれば、12,035 人が精神病院に収容されており、平均在院期間は 8.2 年、公立病院では 12.5 年に及ぶとされる。 また、4 人に 1 人が 11～90 年にわたる長期収容であり、60.4%は精神保健法の収容基準を満たしておらず、実質的に違法な拘禁と指摘されている。さらに、ANDIS の予算には自立・独立生活を促進する政策を支える重要項目が見られず、精神保健予算は保健省予算の 2.2%を超えたことがないうえ、その多くが精神病院の維持に充てられているとされる。

女性の性と生殖に関する権利については一部で改善が見られるものの、婦人科検診設備、手話通訳、視覚・聴覚障害者向けの案内、避妊や性感染症予防に関するアクセシブルな情報などは依然として不足している。出産施設に手話通訳を配置する義務も定められていない。この点については、インタビューを行った REDI 会長も特に強調していた。

また、インフォームド・コンセントなしに医療行為が行われる事例も続いている。アレハンドロ・ポサダス国立病院では、「治療抵抗性の攻撃性」と診断された障害者 2 名に対し、本人のインフォームド・コンセントを得ないまま機能的精神外科手術が実施され、法定代理人の同意のみであったことを保健省が認めている。

RedEsfera（正式名称：RedEsfera Latinoamericana de la Diversidad Psicosocial。ラテンアメリカ地域の精神障害・心理社会的障害当事者などによる広域ネットワーク）のパラレルレポート（2023）によれば、国は精神保健法の原則に反し、精神薬の有効性に関する科学的根拠が不十分なまま政策を進めている。インフォームド・コンセントについても、患者の権利法 26.529 号が、本人の「無能力」や身体・精神状態により同意ができない場合に家族や法定代理人による代諾を認めているため、本人の意思が置き去りにされやすい制度構造が問題とされている。さらに、医師がインフォームド・コンセントの内容を十分に説明せず署名のみを求める実態や、

[72] 本章は、市民社会の立場から国連障害者権利委員会に提出された以下のパラレルレポート及び証言に基づく。REDI ほか（2023）、RedEsfera（2023・2025）、L-カルニチン欠乏症患者会である Asociación Angelito（2025）、Literatura Inclusiva（2025）、公設弁護機関である Ministerio de la Defensa Pública（2025）のレポートに加え、REDI 会長 Gabriela Troiano 氏へのインタビューを基に記載した。

精神薬の短期・中期・長期のリスク、早期死亡リスクについて詳細な情報が提供されていない点も指摘されている。

精神保健法に基づき 2014 年に設置された「精神保健・依存症名誉諮問評議会」は、当事者の参加のもとで「精神保健における相互支援グループ」の実施に関する決議案を作成したが、これまで一度も実施されておらず、当事者主体の支援の仕組みは制度化されていない。2019 年の「地域に基づく統合的精神保健ネットワークにおける精神保健緊急対応に関する勧告」は、危機状況にある心理社会的障害者の権利に反するとされ、特に身体拘束について、4～5 人で四肢と頭部・腰を順次固定する具体的手順を推奨している点が、拷問に相当するとして強く非難されている。

同ネットワークは 2025 年にも追加報告（現政権下の動向）を提出しており、2025 年 8 月時点の報告では、現政権下における精神保健法制及び障害政策の後退を告発している。現政権の最初の 1 年目には、精神保健法の改正が提案された。この改正案は、強制入院及び強制治療を正当化する事由の拡大を図るものであり、汎米保健機関（Pan American Health Organization: PAHO）や世界保健機関（World Health Organization: WHO）を含む国内外の諸団体の反対により国会審議からは撤回されたものの、強制措置拡大の方向性を示した点が問題視されている。

さらに、現政権の選挙公約では、精神疾患のある人々が「国家安全保障上の問題」と位置付けられており、精神疾患・障害を安全保障の枠組に組み込む言説への懸念が示されている。ブエノスアイレス自治市では、ホルヘ・マクリ市長が、路上生活状態にある心理社会的障害者を強制的に入院させるためのプロトコルを導入しており、強制入院の拡大につながる具体的措置として批判されている。

アルゼンチン減害協会の「精神保健における権利保護・調査ユニット」は、現行法 26.657 号の下で改革されるべきであったにもかかわらず、単科精神科施設（モノバレンテ）として運営され続けている「セラピー・コミュニティ」において 20 件の死亡事例が発生していることを告発している。これは、精神保健法が掲げる脱施設化と地域支援の理念が現場で実現されていないことを象徴する事例とされている。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

REDI 等によるパラレルレポート（2023）は、障害児の教育を受ける権利が、次の三つの形で侵害されていると指摘している。第一に、教育制度からの完全な排除、第二に特別支援学校への分離、第三に一般学校に在籍しながら必要な支援が提供されないという形である。障害児は、公立・私立を問わず学校から繰り返し入学を拒否されており、利用可能なデータによれば、学校に通う障害児 254,037 人のうち 39.8%（101,107 人）が特別学校に在籍している。高校段階では、障害のある児童・生徒の 47.63%が特別学校に在籍しており、州によっては障害のある児童・生徒の半数以上が特別学校に通っているなど、分離教育が構造的に固定化されている状況が示されている。

教育制度については、物理的及びコミュニケーション面のアクセシビリティを完全に確保するための政策が存在せず、既存の支援サービスも乏しく、断片的で継続性に欠け、かつ医療モデルに基づいて設計されていると指摘される。学校現場では、短縮授業の強要、留年の押し付け、評価方法の変更への抵抗といった差別が見られ、合理的配慮も十分には保障されていない。視覚障害者向け教材のアクセシビリティ確保は国家の責任として制度的に担保されておらず、パンデミック期間中の「Seguimos Educando」プログラムの教材制作費も、民間団体の資金によって賄われたとされる。 教員養成においても、障害の社会モデル及びインクルーシブ教育の権利の観点が十分に組み込まれておらず、高等教育においては、国立大学の建物及び施設の物理的アクセシビリティを改善するプログラムも中断されている。

RedEsfera のパラレルレポート（2023）は、教育機関が障害者を分離しつつ、これを「インクルージョンの原則に基づく特別教育」として正当化している状況に懸念を示している。多くの障害児が就学証明を得るために「二重在籍」を強いられており、これは当事者とその家族に不要かつ過重な二重の負担を生じさせていると指摘する。さらに、インクルーシブ教育を保障する目的で導入された「非教員の個別付き添い支援者（acompañante personal no docente）」は、通常は医療分野の専門職（セラピストや心理士、教育心理士など）であり、特定の障害児のみに付き添う支援形態であることを指摘し、障害児だけでなく、学級全体を対象に複数の教員が配置される「教員ペア（チームティーチング）」こそがインクルーシブ教育実現の鍵であると述べている。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

REDI 等のパラレルレポート（2023）によれば、公的部門における 4% の障害者雇用率（法律 22431 号、1981）は遵守されていない。利用可能な最新の公的情報によると、2019 年 12 月時点の国家公務部門における障害者雇用率は 0.9% にとどまり、2020～2022 年の履行状況に関する情報も示されていない。

新型コロナウイルス感染症パンデミック期には在宅勤務が拡大し、在宅勤務に関する法 27.555 号が制定されたが、同法には障害の視点が欠けている。そのため、在宅勤務に必要なアクセシビリティ支援や合理的配慮（家具、機器、支援技術、個人的支援など）についての規定は存在しない。 視覚障害者については、公的機関を含む職場で内部システムの改修が拒否される事例が複数報告されており、とりわけ電子文書管理システムはまったくアクセシブルでないとされる。障害者の就労相談に実質的に対応しているのは市民団体であり、多くの機会は奨学金やインターンシップにとどまり、安定的な正規雇用への移行は依然として困難な状況にある。

また、就労に必要な支援も限定的で、多くの職場では物理的・コミュニケーション面のアクセシビリティが十分に確保されていない。このことは昇進機会を大きく制約し、昇進を積極的に促進する仕組みもほとんど存在しないため、障害者は昇進の局面で不利な立場に置かれがちである。とりわけ、女性障害者の就労促進に特別な重点が置かれているとは言い難い。

RedEsfera（2023）のパラレルレポートも、公的・私的両セクターにおいて障害者のための合理的配慮提供や支援が欠如していると指摘する。特に、発達障害のある人々（personas neurodivergentes）のために職場環境を調整するための十分な情報やプロトコルが存在しない。また、かつては民間部門でも障害者雇用割当て制度が存在したものの、2023 年時点では廃止されている。委員会に対する勧告案として、民間部門における雇用割当て制度の再導入・規制、公的・私的両セクターでの支援・合理的配慮に関するプロトコルの策定、精神障害者や発達障害のある人々等による雇用主向け研修の実施を提起している。

Asociación Angelito（L-カルニチン欠乏症患者会、2025 年）は、雇用と PNC の両立をめぐる政策の後退とその影響を告発している。2023 年の決議 1786/2023 により、障害者は PNC を受給しながら正式雇用に就くことが可能となっていたが、ミレイ政権下で採択された決議 1925/2024 は、紙媒体の義務医療証明書の廃止とデジタル提出の義務化に加え、労働上の障害による PNC 取得の申請要件と支給方法を変更し、「PNC を受給しながら登録された仕事に就くことはできない」という不兼容を再確認したと指摘される。 これは、障害者が極度の貧困に陥ることなく自立した生活を営み、第三者への依存から脱することを目指してきた取組を全面的に損なうものとされている。

2025 年 7 月時点の PNC 支給額 286,506.35 ペソ（約 3 万 2 千円[73]）は、基礎食料、非食料品・サービス、家賃などの現実的な生活費合計を大きく下回っており、医薬品や余暇、衣料なども含めれば、尊厳ある生活のための水準からかけ離れていると批判されている。ANDIS が主導した年金受給者への監査も、本来であれば制度改善の手段となり得たにもかかわらず、過度に厳格な給付抑制メカニズムへと変質したとされる。内容証明が大量送付されたものの、多くは当事者に届かず、遠方の州間移動を強いられた障害者もいた。通知はすべての地区や遠隔地、先住民族コミュニティにまで行き渡らず、多くの人びとが単に「知らされていなかった」にすぎないにもかかわらず、当局は「資格がなかったから来なかった」といった趣旨の説明を行ったと批判されている。指定日時に監査に出向いた障害者が、酷暑や雨のなか長時間待たされた事例もあり、その非人道的な扱いはメディアで広く報じられたとされる。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

REDI 等のパラレルレポート（2023）は、まず、障害者が長距離交通機関を利用する際に多くの障壁に直面していると指摘する。法律 22431 号の規則である政令 38/04 は、障害者に長距離交通機関の無賃乗車の権利を認めているものの、事業者は依然として、バス 1 台あたりの障害者用座席数の上限や半ベッド型座席へのアクセス制限を定めた政令 118/06 を根拠として運用しており、その結果、この権利の実効性は大きく損なわれているとされる。 長距離交通サービスには依然として多くの物理的障壁も残されており、国の報告書が言及する決議 91/18 についても、アクセシビリティの改善に具体的な成果をもたらしていないと評価されて

[73] JICA 統制レート 1 アルゼンチンペソ＝0.111350 円（2026 年 3 月）

いる。

「移動制限のある人々のアクセシビリティに関する法 24314 号」に基づき設置された助言・監視委員会については、障害を担当する公的機関の代表が委員として参加しておらず、その役割が十分に果たされていないと指摘される。国家旅客輸送局及び国家交通・道路安全委員会が約束した「アクセシブルな長距離バスの開発」の進捗状況についても、公に情報が示されていない。2018 年には、OPD のアスル協会がブエノスアイレス州内のバス旅客輸送会社による規範違反を理由に訴えを提起し、第一審・第二審で勝訴しているが、事業者側の上訴により、2023 年時点でも州最高裁の判断を待つ状態にある。

都市交通については、バス及び地下鉄で用いられる電子乗車券システム（Sistema Único de Boleto Electrónico。以下、「SUBE」という。）が、乗車記録と安全なアクセスを提供する仕組みであるにもかかわらず、障害者がこのシステムの対象外とされてきたことが問題視されている。この点に関し、連邦行政訴訟裁判所第 5 法廷は 2022 年 12 月、法 22.431 号に定められた無賃乗車の権利を維持した上で、90 日以内に障害者を SUBE システムに組み込むよう命じており、司法による是正措置が示された。

歩行環境のアクセシビリティと移動に関しては、特にブエノスアイレス自治市とその他の地域との間で、歩道や歩行空間のアクセシビリティに顕著な格差があると報告される。移動条件は、既存の障壁を強め、障害者の孤立と脆弱性を高めるとともに、自力で交通手段を確保できる人とそうでない人との格差を拡大させていると述べられる。高速道路や幹線道路には多額の投資が行われている一方で、安全でアクセシブルな歩行経路や歩道空間を整備するための包摂的な社会的実践が不足しており、このギャップが重大な問題として示されている。

建築物のアクセシビリティについては、環境・領土開発大臣が「全国での適切な住まいの権利」を掲げているにもかかわらず、選定された戸建住宅モデル 40 タイプのうち、車いす使用者に十分なスペースを確保しているのは 1 タイプのみであると指摘する。評価基準のひとつとして「ユニバーサル・アクセシビリティ」が掲げられているものの、残り 39 タイプには、訪問可能性や将来的な改造可能性についての明確な条件が欠けており、基礎的または潜在的なアクセシビリティ条件を備えているとは言い難いとされる。都市開発計画においても、住宅の内外でアクセシビリティを確保するための合理的配慮に要する費用が想定されておらず、その確保は結果として、自費で対応できる人々にほぼ限定されている。

さらにブエノスアイレス自治市では、市議会が差別的かつ後退的な建築基準を採択したとされる。この新たなコードは、前のコードと比べて「適切な住まい」のための最小許容面積を縮小し、特に介助を必要とする運動障害のある人々にとって利用しづらい、アクセシブルでない浴室を認めているとして、強く批判されている。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

REDI 等のパラレルレポート（2023）は、視聴覚コミュニケーションサービスに関する法律において、放送コンテンツにアクセシビリティの手段（字幕、手話通訳、音声ガイドなど）を付与する

義務が定められているにもかかわらず、多くのテレビ局が、聴覚障害者や視覚障害者、知的障害者向けのこれらの手段を、法律で定められた期限までに導入していないと述べている。 公共放送でさえ、こうしたアクセシビリティ手段を十分に実施しておらず、加えて、これらの義務の履行状況を監督する国家レベルの仕組みも存在しないと指摘されている。

また、大統領の公式メッセージが全国放送された際、手話通訳者の映像が各局のテロップで覆い隠され、ろう者が新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や政府の対策に関する情報を得られなかった事例も報告されている。さらに、暴力被害にある女性向けの電話相談窓口や、ワクチン接種キャンペーンに関する公式スポットにおいても、視覚・聴覚・知的障害のある人々にとってアクセシブルな情報提供がなされていない点が問題として挙げられている。

アルゼンチンの紙幣が依然として視覚障害者にとってアクセシブルな形式になっていないことも指摘される。視覚障害者団体 FAICA は、視覚障害者が自立して紙幣を識別できるデザインの導入を求めて集団訴訟を提起したが、中央銀行はこれを受け入れない回答を行ったとされる。さらに、金融サービス利用におけるアクセシビリティ確保についても監督が行われておらず、多くのホームバンキングサービス（国立銀行など主要な公共銀行のオンラインサービスや ATM を含む）が、なおアクセシブルでないことが問題視されている。

これらを踏まえ、レポートは国家への勧告案として、公共放送におけるアクセシビリティ手段の拡充と、民間放送事業者への研修・支援強化を通じた実施促進を求めている。また、あらゆるコミュニケーション分野において、十分に訓練された手話通訳者の配置と、知的障害者にとってアクセスしやすい情報提供を保障すること、金融包摂を進めるために中央銀行の利用者保護規制を金融機関に順守させることを提起する。さらに、国勢調査のウェブサイトを含む政府公式サイトについて、「ウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン 2.0」（ONTI 決定 6/2019）に沿ったアクセシビリティ要件の遵守を求め、障害者が対面・デジタルその他の形式で自律的に統計調査に参加できるよう、必要な措置を講じるべきだと勧告している。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

REDI 等のパラレルレポート（2023）は、障害女性とその家族をめぐる制度・実務上の問題を指摘している。まず、ジェンダーに起因する暴力対策の中核である「ジェンダーに起因する暴力に対する国家行動計画（2020～2022）」及び関連プログラムに、交差性の視点が組み込まれていない点を問題視する。その結果、障害女性は、建築的・コミュニケーション面・態度面の障壁ゆえに、緊急支援プログラムや包括的即時支援プログラム、「ジェンダーに起因する暴力状況にある人々の包括的保護のための地域的装置強化プログラム」などの支援にアクセスしにくい状況に置かれているとされる。 また、多くのシェルターや保護施設は入所・滞在に必要なアクセシビリティを欠き、利用情報もアクセシブルな形式で提供されておらず、サービス提供者に課されるアクセシビリティ要件も不十分である。さらに、暴力被害者向け所得支援である「Acompañar」プログラムが無拠出制年金と併給不可であることも、障害女性の利用を妨げる仕組みとして指摘される。

次に、アルゼンチン社会には、障害女性が母親になることを事実上禁じるような社会規範が存在し、望んだ妊娠を継続し子どもを育てるために必要な支援へのアクセスに多くの障壁があると指摘している。その結果、司法判断によって子どもが施設に収容され、母親から引き離されるケースが少なくない。特に、障害があり貧困状態にある母親からは、「適切なケアを提供できない」との理由で子どもが系統的に引き離されており、これは子どもの最善の利益にも、障害女性の母性の権利にも反すると指摘される。具体例として、ティエラ・デル・フエゴ州では 2019 年、新生児と暮らし続けることを本人と家族が求めたにもかかわらず、知的障害を理由に母子が引き離された事例が挙げられている。ラ・パンパ州でも 2022 年、暴力の証拠がないにもかかわらず、ろうの母親から 6 歳児が引き離されホテルに移されたケースが報告されている。いずれの場合も、国家は障害のある母親に必要な支援を提供する代わりに、子どもを母から分離する選択を行っていると批判している。

さらに、「妊娠及び乳幼児期の健康の包括的ケアに関する法」第 27.611 号で定められた金銭給付が無拠出制年金との整合性を欠くこと、障害のある親向けの特別休暇制度が存在しないことが、家族形成と子育ての権利を弱めているとされる。加えて、任意の妊娠中断へのアクセスを定める法 27.610 号についても、能力制限を受けた障害者（民法・商法統合法典第 32 条に規定）に対する重大な権利侵害があると批判される。同条は、妊娠中断に関する同意を、指定された支援者や後見人、あるいはそれらが存在しない場合の近親者が行うと規定している一方で、OPD が求めた「妊娠している本人のインフォームド・コンセントを常に必要とする」との文言を欠いており、妊娠当事者本人の意思が制度上十分に尊重されていないとされる。この点については、インタビューを行った REDI 会長も特に強調していた。

これらの問題を踏まえ、国家への勧告案としてレポートは、障害者が子どもを育てるために必要な支援を受けられるようにし、無拠出制年金と整合的な形で特定の金銭給付を含む措置を講じること、障害を理由とする差別が本人及び家族に影響を及ぼさないようにすることを求める。また、障害のある女性・女児への暴力対策や女性向けプログラムへのジェンダー及び障害の主流化、障害女性の就労・教育インクルージョン促進、そして障害のある妊娠当事者が任意かつ合法的な妊娠中断に実際にアクセスできるよう支援を保障することなどを挙げている。

6. 参考資料

Asociación Angelito, Déficit de L-Carnitina (2025) *Follow-up Information from other sources*

Biblioteca Popular (2025) *Follow-up Information from other sources*

Comité sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad (2023) *Closing Statement-Country Rapporteur for Argentina-Ms. Vivian Torrijos*

Comité sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad (2023) *Delegation List-Argentina*

Comité sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad (2023) *Opening Statement-Argentina-Mr. Fernando Galarraga*

Comité sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad (2023) *Opening Statement-Country Rapporteur-Ms. Amalia Gamio*

Comité sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad (2023) *Remisión de respuestas pendientes*

Gobierno de Argentina (2018) *ARGENTINA: PERIODIC REPORT*

Gobierno de Argentina (2023) *CDPD Informe de Actualización 2023 2° y 3° Informes periódicos combinados Argentina - Versión Avanzada No Editada*

Gobierno de Argentina (2025) *Información recibida de la Argentina sobre el seguimiento de las observaciones finales relativas a sus informes periódicos segundo y tercero combinados - Versión Avanzada No Editada*

Ministerio de la Defensa Pública (2025) *Follow-up Information from other sources*

RedEsfera (2025) *Follow-up Information from other sources*

RedEsfera Latinoamericana de la Diversidad Psicosocial (2023) *Info from Civil Society Organizations (for the session)*

UN (2023) *Observaciones finales sobre los informes periódicos segundo y tercero combinados de Argentina - Versión Avanzada No Editada*

UN (2025) *Follow-up Note verbale to Argentina-26 June 2025*

Universidades Nacionales y Organizaciones de la Sociedad Civil Argentina (2023) *Info from Civil Society Organizations (for the session)*

JICA(2025)『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

＜ウェブ情報＞

内閣府 (2016-2025)『障害者白書』